

農業者の皆さんも対象です！

【令和2年5月12日現在】

個人向け



持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、
特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、
事業の継続を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① 税務申告をした農業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告**の**いずれか**を行って
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

今年の**いずれかの月の事業収入**が、①で申告した年間事業収入を
12で割った額（平均月収）の**50%以下**であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月の**いずれかのひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**
（※）の**50%以下であれば**、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
※2019年の平均月収は、**申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額**。

給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - （申請対象とする月の収入 × 12か月）

③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。
- ✓ 影響の大きい地域では、**農協**も準備ができ次第、申請支援を行っていく予定
です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」
を装った**詐欺**に
ご注意下さい

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（※）
（青色申告者にあつては、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控えも必要。）
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも申請可能です。

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで



✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索

給付額の計算例

昨年の年間事業収入480万円を12で割った額（平均月収）と比較します！

	1月	2月	3月	4月	5月	6月		12月
2019年	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算 （4月の収入10万円（▲75%の月）を選択して計算）

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円（上限額）

給付額 100万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 8:30 ～ 19:00

※ 5月・6月は毎日、7月～12月は日曜から金曜まで（土曜を除く）

